

宝積寺中坂上土地区画整理事業の換地処分に伴う

町名・町界の整理に関する説明会

日時 平成28年3月19日（土）

午前10時から

場所 宝積寺タウンセンター大会議室

【次第】

1 開会

2 町名・町界の整理（案）について

3 質疑応答

4 その他

5 閉会

町名・町界の整理（案）について

1. はじめに

宝積寺中坂上土地区画整理組合が施行する宝積寺中坂上土地区画整理事業では、平成29年2月頃に換地処分を予定しています。

この換地処分に伴って、土地区画整理地内および隣接地区の町名・町界の整理が必要となるため、現在、「高根沢町住居表示及び町名町界整理審議会」において、検討・審議が進められています。

本日は、町名・町界の整理（案）を関係住民の皆様にご説明いたしますので、それに対し、皆様からの忌憚のないご意見をお聞かせ願います。

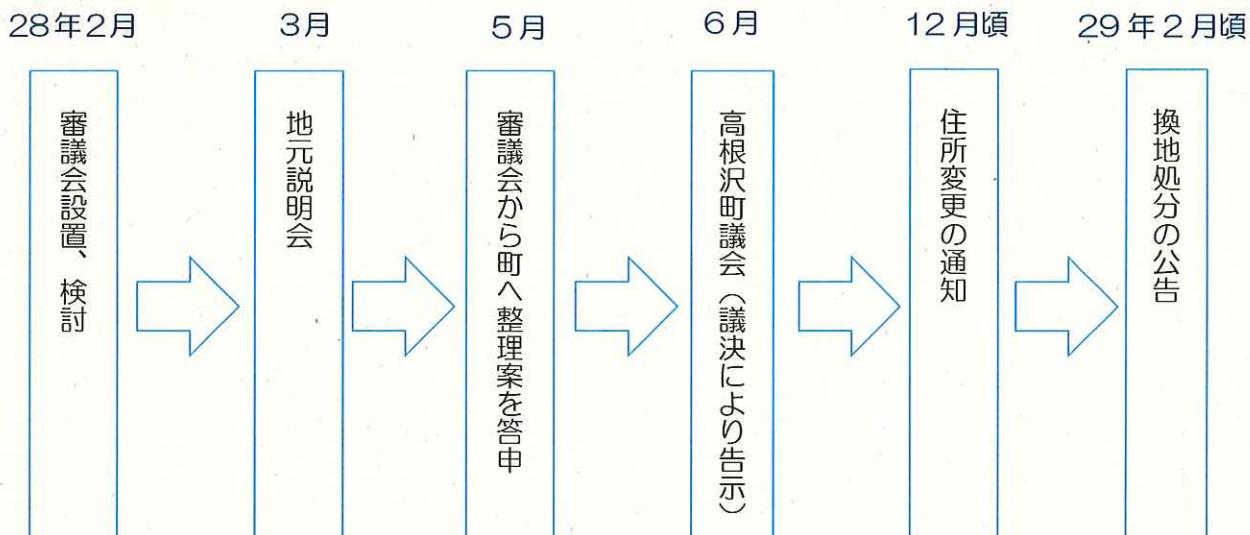
2. 整理の必要性

土地区画整理事業では、新たに道路等が整備され、土地の形状が整えられます。また、換地処分により地番が振り直されることとなります。

そのため、新たな区画に合わせて、宝積寺・光陽台といった「町名」や、それらの町の区域の境界である「町界」を整理する必要があります。

また、隣接地区についても地区内と一体のまちであることから、同時に整理する必要があります。

3. 手続きの流れ・今後の予定



4. 町名・町界の整理と換地処分の関係

町名・町界の変更手続きは地方自治法が根拠法となり、換地処分による地番の変更は土地区画整理法・不動産登記法が根拠法であるため、先に新町名・町界を決定（告示）し、その上で新地番を決定していくこととなり、「換地処分の公告の翌日」から、同時に新町名・新地番の効力を発生させる手法をとります。

5. 検討の基本方針

- (1) 区画整理区域外の部分（西小北側部分）についても併せて整理する。
- (2) 現状、民有地と民有地の境界が町区域界となっているものを、新たに道路等を界に合理的な形状に整理する。
- (3) 町名を検討する。

6. 審議会における検討内容

	考慮すべき事項	検討結果
1	対象区域の規模や世帯数。	新たな町名を付けるには対象区域の規模が小さいこと、従前のまま宝積寺とした場合は新番地が 3,000 番台～となる可能性が高い（〇丁目〇番地〇とならない）ことなどから、町名を光陽台 6 丁目とする場合が最も分かりやすく合理的。
2	区域内外の自治会（コミュニティ）の関係や状況。	・区域内で新規に自治会を立ち上げる場合は自治会規模が小さいこと、区域内の既存世帯は光陽台自治会の加入世帯が多いことなどから、新規転入世帯が光陽台自治会に加入できれば、最も影響が少ない。
3	町の名称等は、地域の歴史や文化に根ざしたものであること、事業を契機として新たに居住する方々のまちとなること。	・「宝積寺」とした場合、歴史を持つ馴染みある町名が継承される。 ・「光陽台」とした場合、名称の認知度は十分あるため馴染みやすい。 ・「新町名」とした場合、新たな町名により分かりやすくなる。（地域の歴史文化に配慮した命名が必要。）
4	区域の西側・南側は、町区域界が複雑に入り組んだ状況となっているため整理する必要性が高いこと。	光陽台 2 丁目・3 丁目・4 丁目との町区域界は、新たに道路を界に整理することが適切。

7. 町名・町界の整理（案）

上記の検討結果から、光陽台2丁目・3丁目・4丁目との町区域界を整理するとともに、町名を「光陽台6丁目」とすることが最も合理的で妥当と考えられます。

町名・町界の現況

光陽台2丁目

区画整理区域外

光陽台3丁目

光陽台4丁目

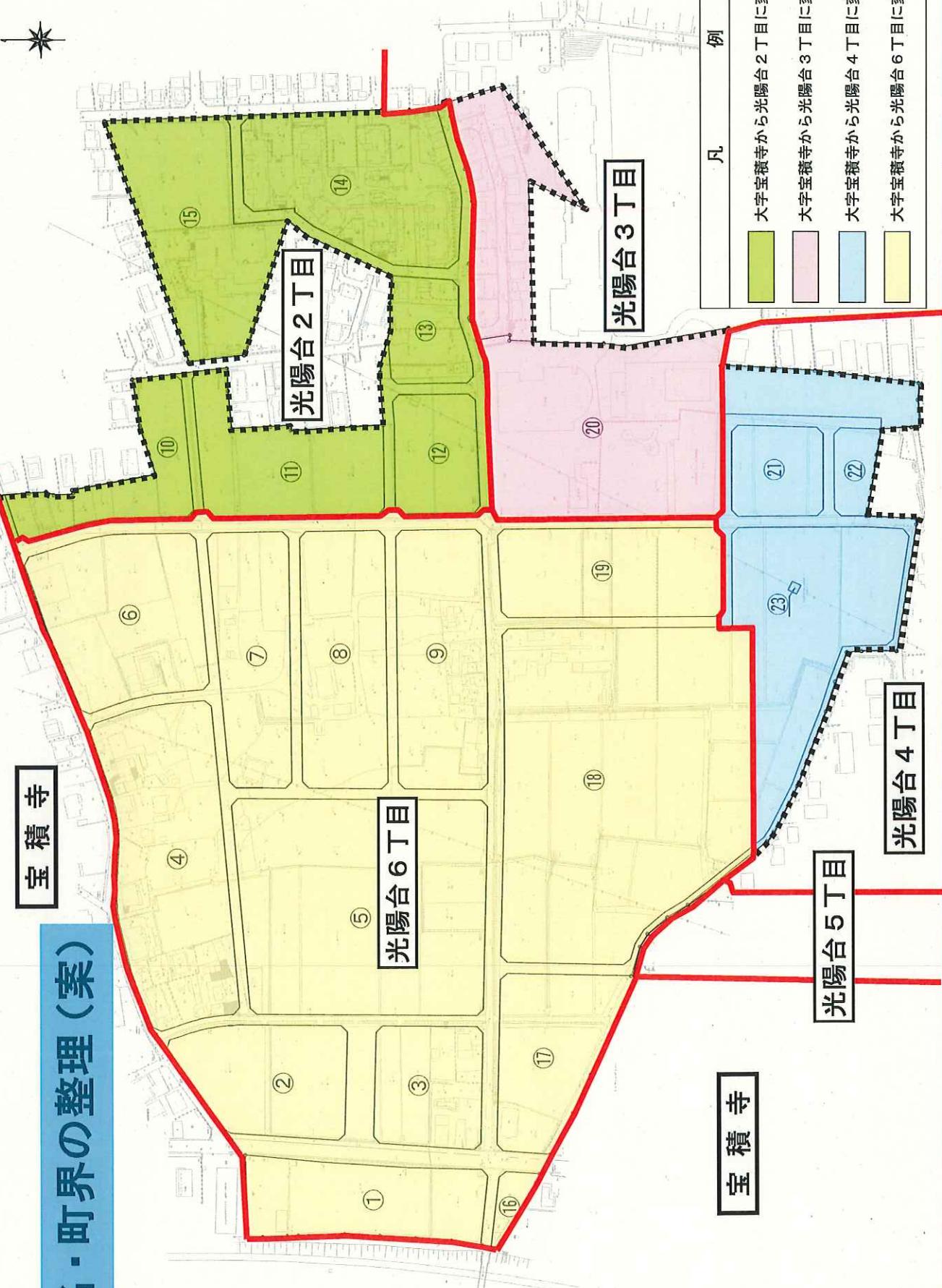
光陽台5丁目

宝積寺

町名・町界の整理(案)

宝積寺

光陽台6丁目



8. 住所変更手続きについて

町名・町界の変更後は、住所の変更が必要になりますが、町が職権で変更するもの（住民票等）と、ご自身での変更手続きが必要となるもの（運転免許証等）があります。

詳しい内容については、今後決まり次第、町からお知らせいたします。

9. 自治会について

自治会については地域の方々が主体的に決定するものであるため、すでに自治会に加入している場合は、町名・町界が変更しても、これまでと変更はありません。また、新たに加入する場合などは、自治会に直接ご相談ください。

◆お問い合わせ先◆

〒329-1292

高根沢町大字石末 2053 番地

高根沢町総務課行政係

Tel028-675-8101 Fax028-675-2409